

【目 次】

1. 研修会・セミナー
2. 産業保健トピックス
3. 産業保健相談員アラカルト
4. センターからのご案内
5. 編集後記

【1】研修会・セミナー

研修会・セミナーの詳細は、「実施予定の研修」をご覧ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar#schedule-seminar>

【申込期間中の研修】

申込みは、各研修の申込フォームからお申し込みください。

★新着

9月の研修をアップしました！

9月 4日（水）「がん治療と仕事の両立支援セミナー
『がん』の正しい知識と理解・仕事を続ける際に想定される課題と職場の
配慮」

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6602>

9月 4日（水）「両立支援コーディネーター交流会」
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6603>

9月 6日（金）「若年性認知症セミナー～若年性認知症の最近の話題について～」
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6604>

9月10日（火）「災害時にも労働者の健康を守り産業を守る産業保健の役割 2回目」
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6605>

9月11日（水）「治療と仕事の両立支援セミナー
『事業場における治療と仕事のガイドライン』を活用した情報共有のコ
ツ」

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6606>

9月20日（金）「産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
<2期シリーズ：1期4回> 1期－2回目」
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6607>

9月25日（水）「障害のある従業員への『合理的配慮』について」
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6608>

9月27日（金）「簡易測定器による測定について」
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/6609>

☆再掲！

<7月>

7月 3日（水）「ストレスチェック制度～実施準備から事後措置まで～」

7月 9日（火）「メンタルヘルスを巡る労務管理上の留意点」

7月11日（木）「産業医を対象としたメンタルヘルスへの関わり方について
～ストレスチェック制度のあらましと長時間労働者、高ストレス
者に対する面接指導～」

7月18日（木）「ライフコースアプローチに沿った歯・口腔からの健康づくり」

7月19日（金）「体験学習「コミュニケーション」
～職場でのコミュニケーションを体験的に学ぶ～4回目」

7月23日（火）「災害時にも労働者の健康を守り産業を守る産業保健の役割」

< 8 月 >

- 8 月 7 日 (水) 「衛生委員会の活性化について」
- 8 月 20 日 (火) 「法令順守型から自律的な管理へ
～自律的な管理に必要な化学物質の危険性・有害性の理解～」
- 8 月 21 日 (水) 「産業保健に関わる最近の重要な法改正等について」
- 8 月 23 日 (金) 「産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を
学ぶ～< 2 期シリーズ: 1 期 4 回 > 1 期—1 回目」
- 8 月 26 日 (月) 「事例から考える産業保健活動
～衛生委員会、職場巡視、産業医面談～」
- 8 月 28 日 (水) 「新型コロナウイルス罹患後症状 (後遺症) と with コロナ時代の
就労支援」
- 8 月 30 日 (金) 「治療と仕事の両立支援のための事例検討会」

上半期の研修セミナー一覧表を掲載しております。計画的な受講にお役立てください。
計画表はこちら↓

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/wp-content/uploads/2024/03/474d7e79a969a737de9d4906d16e7c2c.pdf>

【2】産業保健トピックス

- ◇令和 5 年職場における熱中症の発生状況 (確定値) 等について (厚生労働省)
- ◇個人ばく露測定定着促進補助金のご案内 (山梨労働局)
- ◇「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の
一部を改正する件」について (山梨労働局)

詳細は、ホームページの「新着情報」をご覧ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/topics>

【3】産業保健相談員アラカルト

『作業環境管理の変遷に想うー私見ー』

労働衛生工学担当 望月明彦

産業保健の研修会講師や労働衛生工学に関する相談業務を担当しています。
近年とみに聴講される受講者の熱意が強く感じられるようになりました。研修の合間に
質問に来られる方も多くなり、また、相談内容も改善実現への積極性が伺えるものが
目立ちます。その光景は、私自身がこの道を歩み始めた当初は想像できなかったもの
です。

私が、作業環境測定機関の測定士としてキャリアをスタートさせた時は、そもそも
作業環境測定義務がありませんでした。有害物の管理は、健診が主体の健康管理でした。
すなわち、健康診断の結果が悪かった場合、治療及び入院により再度復職できるように
するというような、「後追いのサイクル」でした。その後間もなく、「先取りのサイ
クル」としての、「場の測定」と言われる作業環境測定が導入されました。すなわち、
有害物の分布と作業者の行動範囲から作業場所を決定して、基盤の目のような測定点を
割り振って、その場所でサンプリングすることを「場の測定」といいます。この手法が
現在まで続く作業環境管理の原点と言えます。

そして更に、作業環境評価基準が告示化されました。これは、濃度分布に基づいて、
作業環境管理が、良いか否かを数値で示すものです。その後、基準値である管理濃度が
物質ごとに順次公開されることにより、それぞれの物質の管理区分の決定が可能になり
ました。

「管理区分 3 は要改善」とされたことで、事業者にも意識の変化が生まれて、具体的な
改善方法の問い合わせを受けることが増えました。そのことが労働衛生コンサルタント
(労働衛生工学) を取得する動機付けともなりました。

作業環境管理のもう一つの要因である「騒音」についても評価方法の指針が示されまし
た。その結果、管理区分により良否を判定できるようになりました。それ以前は、騒音の

測定義務がありませんでした。そのため難聴者が発生していたにもかかわらず、評価及び改善が進みませんでした。騒音測定は、等価騒音レベル計の導入により短時間の測定が実現し、場の選別が可能になりました。その結果、事業者は難聴防止に向けて具体的な騒音対策を取ることができるようになったことは大きな進展といえます。

振り返ってみると、「測定」することでデータを現場から取得し、「評価」することで作業場所の環境の良否を判定し、「改善」へのアドバイスを行ってきました。現在は、新たに化学物質管専門家としてより良い職場環境形成のための「相談」業務に邁進しています。作業環境管理に意欲を燃やす方々のお役に少しでも立てればと考えています。

【４】センターからのご案内

山梨産業保健総合支援センターでは働く人々の健康を確保するため、研修会の実施や相談への対応、産業保健に関する情報の発信など「産業保健スタッフの活動へのサポート」を実施しています。

★労働者健康安全機構（JOHAS）からのお知らせ★

当機構では、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新しい政策課題について時宜に応じた研究に取り組んでおり、これまで実施してきた研究成果を「労災疾病等医学研究普及サイト」に掲載しています。

今回はその中で令和５年度から新規に開始した「脊柱靱帯骨化症」についてご案内します。

労災疾病等医学研究普及サイト

URL <https://www.research.johas.go.jp/index.html>

【研究テーマ：脊柱靱帯骨化症】

URL: <https://www.research.johas.go.jp/sekichu2023/index.html>

【５】編集後記

６月２１日、気象庁では「関東甲信地方は梅雨入りしたとみられる」と発表しました。平年より２週間遅れであり、梅雨入りを待ちわびていた訳ではありませんが、やっと梅雨に入ったのかとの感がありました。梅雨明けは、今のところ平年並みの７月１９日頃であり、この先、日本列島は暖かい空気に覆われやすく、全国的に気温は平年より高いと予想されています。

先般、厚生労働省が公表した「令和５年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」によりますと、熱中症による死傷者数全体の約８割が７月又は８月に発生しています。

（厚生労働省公表資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40473.html）

これから高温多湿の時期を迎え、更なる熱中症への警戒が必要です。とくに７月は、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の“重点取組期間”でもあります。今一度、職場での熱中症対策を徹底し、万が一、作業員に異変を認めたら躊躇なく医療機関を受診しましょう！（小林）

配信の解除をご希望の方は、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

【発行】 独立行政法人 労働者健康安全機構

山梨産業保健総合支援センター

【住所】 〒400-0047 山梨県甲府市徳行５－１３－５ 山梨県医師会館２階

【TEL】 ０５５（２２０）７０２０ 【FAX】 ０５５（２２０）７０２１

【E-mail】 info@yamanashis.johas.go.jp

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>
